

研 究 用 機 器 等
製 造 共 通 仕 様 書

平成 1 6 年 3 月

独 立 行 政 法 人
情 報 通 信 研 究 機 構

研究用機器等製造共通仕様書

本仕様書（以下「共通機器仕様書」という）は、研究用機器等（以下「機器」という）の製造（改造等を含む）に関する仕様の共通する事項について別に定めたものであって、機器製造等に関する仕様書（以下「機器製造等仕様書」という）で特に定めのない限りは本仕様書の規定を適用する。

第1 一般的事項

1. 仕様についての協議

- (1) 機器製造仕様書及び機器共通仕様書の記載事項（以下「仕様」という）に関して協議を必要とする場合は、あらかじめ申し出ること。
- (2) 協議を行ったときは、その都度、協議内容の概要を議事録として届け出るとともに、検査完了まで議事録の写しを保管しておくこと。

2. 工程表の提出

- (1) 作業に先立ち工程表を提出し、工程の確認を受けること。
- (2) 提出の部数は**2部**とする。ただし、工程内容につき当機構で確認後、質疑等が生じた場合には、内1部につき質疑内容の朱書きを加筆の上返却する。

3. 製造図面等

- (1) 製造に使用する図面（以下「製造図面」という）及び仕様により提出を求められた設計計画書は、作業に着手する以前に承認を受けなければならない。
- (2) 製造図面は、外観図・系統図・回路図・部品表及び付属品表から構成すること。
- (3) 製造図面及び設計計画書に記載する名称・記号及び用語等は、対応する当該の機器製造仕様書と同一のものを使用すること。ただし、やむを得ない理由により他のものを使用するときは、対応する当該の機器製造仕様書のものとの対比一覧表を添付すること。
- (4) 提出の部数は**1部**とする。ただし、図面内容につき当機構で確認後、質疑等が生じた場合には、当該図面に質疑内容の朱書きを加筆の上返却する。

4. 材料・部品等

- (1) 材料・部品等について仕様で特に定めのないものは、できる限り日本工業規格及び国際標準規格によること。
- (2) ネジ・接続端子及びコネクタ等の種類・種別は、あらかじめ協議すること。

5. 取扱説明書

- (1) 取扱説明書は、次の事項を記載したものであること。
 - ア. 機器の原理的解説及び動作原理
 - イ. 機器の起動・操作・測定・停止及び調整等並びに試験等に関する解説及び注意事項
 - ウ. 組立・解体・運搬及び取付け等についての注意事項
 - エ. 機器の各部の点検及び保守事項
 - オ. その他、必要と認められる事項
- (3) 取扱説明書に示す名称・記号及び用語等は、製造図面の用語に準ずること。
- (4) 取扱説明書は、出来書及び製品に添付して提出することとし、部数は次のとおりとする。
 - ア. 出来書提出のとき **1部**
 - イ. 納品のとき **1部**

6. 表示

- (1) 製品には、見やすい箇所に銘板その他、必要とする表示を行うこと。
- (2) 銘板に記載する事項は、品名・(製造番号)・製造年月・製造会社・製造社名とし、その形状及び記載の要領は第1図（最終ページ参照）に準ずること。なお、「製造番号」は受注者側の判断により必要とされる場合に表示すること。
- (3) 仕様上の一つの筐体が2個以上にわたる場合は、それぞれについて、筐体名及び筐体番号（注）を付加すること。（注）例：5個口の場合 1/5～5/5
- (4) その他の表示内容については、必要に応じ規定する。

7. 完成検査等

- (1) 完成検査（以下「検査」という）は、契約書・仕様書及び設計計画書その他の関係書類に基づき行う。
- (2) 検査は、特に指定しない限り受注者の機器製造場所にて行う。
- (3) 検査を受けようとするときは、次の書類を出来書と同時に**各1部**提出すること。
 - ア. 社内試験に関する成績書（試験条件・試験方法等を含む。以下「**社内試験成績書**」という）
 - イ. 検査の実施に関する手順書（検査の条件・検査の方法等を含む。以下「**検査実施手順書**」という）ただし、検査の項目・条件・方法等については、あらかじめ協議すること。
- (4) 検査は、検査実施手順書に基づいて行う。
- (5) 検査が完了したときは、検査結果の成績書（以下「**検査成績書**」という）を速やかに提出すること。

8. 納品

- (1) 納品しようとするときは、取扱説明書のほか「**完成図面**」を納品書に添付すること。
- (2) 完成図面は、機器の外観・構造・寸法・材料及び塗装色等を詳細に明記した図面・回路図・常数表・部品配置図・予備品表及び付属品表から構成されたものであること。
- (3) 提出部数は**1部**とする。
- (4) 納品するときは、納品手続きを執ること。

第2 特約事項

1. 作業の開始

- (1) 無線局の無線設備を改造しようとするときは、無線設備の変更にかかわる承認を確認した後作業を開始しなければならない。
- (2) その他、適用される法令についてはすべて同様とする。

2. 機器の搬出

仕様の対象となった既設の機器を搬出（位置の移動を含む）しようとするときは、当該機器使用研究員に届け出ることとし、情報通信研究機構の資産管理担当者の承認を得なければならない。

3. 検査

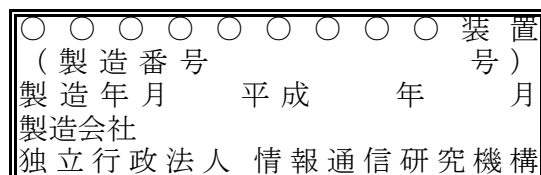
- (1) 無線局の免許を必要とする送信設備の機器は、無線局の予備承認又は予備免許が確認された以降でなければ電波を発射して検査は実施できない。
- (2) 必要な測定器類は発注者側において準備すること。
- (3) 使用する測定器類は、原則として国家機関若しくは代行機関による検定、校正試験に合格したものをを用いること。

4. その他

- (1) 特許の使用にかかわるすべての責任は受注者側の負担とする。
- (2) 仕様において、無線設備の機器について使用される用語は、特に定めのない限り電波法令に基づいて解釈すること。

以上

(銘板例)



第1図